

# そうじゃ 絆通信！

平成30年 9月13日

No.23

復興対策本部

0866-92-8570

「そうじゃ 絆通信」は前号から**更新のあった内容のみ**配信いたします。  
バックナンバーは総社市ホームページに掲載しています。

## 被災家屋等の解体・撤去支援について

### 目的

市内の被災家屋等について、その所有者の申請により災害廃棄物として除去することで、生活環境を保全するとともに、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図ります。

**平成30年9月13日（木）午前9時から公費解体・自費解体（償還申請）の受付を始めます。**

### 受付期間

平成30年9月13日（木）～平成31年3月31日（日）

### 対象となる解体・撤去

対象となる解体・撤去は以下のとおりです。

なお、被災家屋等の一部解体やリフォームは対象外です。

### 【公費解体】

り災証明で半壊以上の被災家屋等の解体・撤去を、所有者の申請に基づき、直接市が行うものです。

解体の時期や施工業者の指定などはできませんので、あらかじめご了承ください。

### 申請書類

《必ず必要なもの》

- ・申請書
- ・申請書提出者の身分証明書
- ・り災証明書（※原本）
- ・登記事項（建物）全部事項証明書（※原本）
- ・建物配置図
- ・被災状況がわかる写真
- ※原本は写しを取って返却します。

《申請状況により必要なもの》

- ・委任状
- ・共有名義人の同意書
- ・法定相続人の同意書
- ・法定代理人の同意書
- ・遺産分割協議書及び相続関係証明書類又は公正証書遺言状
- ・抵当権等の権利者の同意書
- ・隣接地所有者の同意書

## 【自費解体】

り災証明で半壊以上の被災家屋等の解体・撤去費用を個人で負担した場合に、その費用を償還するもので、平成31年1月11日までに解体業者と契約したものが対象です。ただし、市が定めた基準に基づき金額を算定するため、かかった費用の全額を償還できない場合があります。

## 申請書類

《必ず必要なもの》

- ・申請書
- ・申請書提出者の身分証明書
- ・り災証明書（※原本）
- ・建物解体証明書（※原本）
- ・登記事項（建物）全部事項証明書（※原本）
- ・建物配置図
- ・契約書（写）
- ・領収書（※原本）
- ・工事内訳書（写）
- ・現況写真（解体前・中・後）
- ・マニフェスト伝票（写）
- ・振込口座が分かるもの
- ・誓約書

※原本は写しを取って返却します。

《申請状況により必要なもの》

- ・委任状
- ・建物所有者等の同意書
- ・法定代理人の同意書

## 申請に当たって

●公費解体と自費解体では所定様式が異なりますので、ご注意ください。

※申請に必要な所定様式は総社市ホームページまたは受付窓口で取得できます。

※申請に必要な各証明書は、り災証明書により交付手数料が減免される場合があります。各交付窓口へご連絡ください。

## お問い合わせ窓口

総社市復興対策本部（家屋解体チーム）（9:00～17:00）

- ・総社市役所1階ロビー 0866-92-8587
- ・復興対策本部 下原出張所 080-2300-3770
- ・復興対策本部 昭和出張所 080-3585-0753